

## 「安心・安全な暮らしを支える町内会での個人情報保護法の取り扱い」

平成20年5月27日

かでの2・7大ホール

弁護士 石川 和弘

弁護士 仲世古善樹

### 1. 「個人情報保護法への過剰反応の実状と現行法の正確な理解」(仲世古)

多くの町内会の実状は、ひとことで言えば、本人も第三者も一律に個人情報の開示を拒んでしまうという状況にあります。この現状に対して、町内会の役員は、会員宅を戸別に訪問して、個人情報取得についての同意をお願いして回っているのが実際のところです。

こうした現状については、以下の二つの問題点があると考えられます。

一つは、情報量にムラができてしまうことです。たとえば同じ町内会において、同一の情報について開示している人とならない人がいるというような状況が多々起こってしまうということです。

もう一つは、最新情報が維持できないということです。戸別訪問をして同意をお願いしているような状況では、情報の更新は到底望むべくもないことは想像に難くないでしょう。

さらに、上記の問題を放置すれば、現状の苦勞を目の当たりにした若い世代の会員が、誰も役員になりたがらないという二次的な問題を引き起こしたり、災害時における要援護者支援活動にも支障をきたすこととなります。

個人情報の取り扱いについて過剰反応が生じている大きな原因は、個人情報保護法の不正確な理解にあります。個人情報保護法は、絶対に個人情報を他人に渡してはいけないという法律ではありません。まずは、正確な理解が必要です。

ここで気になるのが、情報漏えいした場合のことでしょう。個人情報保護法は原則として町内会への適用はありませんが、漏洩があった場合には、民法上の不法行為で慰謝料を請求される場合があることを理解すべきです。

情報漏えいとは、具体的には紛失、誤廃棄、盗難、誤送信、意図しない漏洩等の類型があり、漏れた場合には精神的苦痛の対価として賠償金を請求されるわけですが、漏れた情報がいわゆるセンシティブ情報と呼ばれる他人に知られたくない情報であったり、流出した個人情報をういてDMや迷惑メールが送られてくるなどの二次的被害に至った場合には、賠償額も高額になるという近時の裁判所の傾向があります。

## 2. 「個人情報保護法等関係法令の正確な理解と趣旨に則った運用」(石川)

先ず、町内会が個人情報を取り扱うケースは主に以下の4つのケースが大方です。①情報の取得、②情報の利用、③情報の管理、④情報の提供です。このうち問題になるのは、④情報の提供がほとんどです。

情報の提供には「第三者提供」と「委託」という二つの類型があり、「第三者提供」は本人の同意が必要だが、「委託」は同意が不要であるという点が重要になってきます。(両者の相違については別紙「第三者提供と委託」参照)

現状では、冒頭に仲世古弁護士がお話しした通り、個人情報の過剰反応が起こっているため、情報がうまく動かないという問題を、多くの町内会が抱え込んでいると思われれますが、この問題を行政と町内会が「委託」の関係を使って情報を共有することができれば、戸別訪問の苦労はなくなると思われれます。行政が管理している情報を「委託する」という方式を使って町内会に開示すればよいわけです。

また、個人情報を災害時に利用するのであれば、人の生命等を保護する必要がある場合として、個人情報保護法23条1項1号により情報の提供が認められることとなります。また、災害はいつ起こるか分からないですし、いざ災害が起こったときに、いくら情報を共有するといっても、地域全体が極度の混乱状態に陥った状況の中で、情報提供をすることは現実的に不可能ですから緊急性という要件も充たすでしょう。

したがって、行政は、平時より上記の趣旨に則って、施策を策定する必要があるのです。

他方、町内会としては、同意の要不要に関わらず、個人情報の保護は必要であるということについて十分に理解しておくことが必要ですし、行政から情報の提供を受けた場合には、より厳格な管理責任が問われるようになるということを理解しておくべきです。

そのうえで、①他の町内会との経験交流、②勉強会・研修会の実施、③マニュアルの整備、といった管理責任に対する意識付けの推進が不可欠となります。

ただ、残念なことに、このようなリスク回避策をとったとしても、完全に情報漏洩をシャットアウトすることは不可能です。そこで、情報が漏洩した場合のリスク回避策としては、情報流出時の損害を保障する専用の保険があります。ただし、現状ではこの保険は、100%企業向けに開発されている商品であるため、掛金が極めて高額であるという難点があります。この保険の町内会版を開発してもらおうよう、声を上げていくことも、今後の課題として必要だと考えられます。